

# 《熊本県吹奏楽連盟加盟団体自主事業補助事業規定》

## （事業の目的）

第1条 本事業は、熊本県吹奏楽連盟（以下、本連盟）に加盟する団体の相互交流・活動の活性化を促進することに資する目的で、複数の加盟団体が自主的におこなう活動（演奏会、講習会、勉強会等）の事業実施を補助することで、県連盟の発展に寄与貢献することを目的とする。

## （事業の対象）

第2条 本事業は、次の各項に掲げる事業を対象とする。

- （1）加盟団体5団体以上が参加する演奏会・講習会・勉強会などの自主事業を対象とする。
- （2）加盟団体相互の自主的活動の活性化という本事業の主旨を踏まえ、本連盟主催の三事業（吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト）に関係すると判断される合同練習会・講習会等は補助の対象外とする。
- （3）特定の団体単独の事業、営利目的の事業、収益性が高い事業、公共性を欠く等の点で、本事業の対象としてふさわしくないと判断される事業は補助の対象外とする。

## （事業の内容）

第3条 本事業は、第2条に掲げた各事業において、次の通り補助をおこなう。

- （1）各事業における予算書に計上された経費の20%（1事業あたり5万円を上限とする）を補助する。
- （2）上記第1項の実施は、概ね6事業、年間30万円を限度とする。

## （事業の運用）

第4条 本事業における補助は、次の手続きを経て決定する。

- （1）補助を希望する事業の代表者は、本連盟が指定した期日までに、所定の用紙により、実施要項および予算書を添えて本連盟事務局へ補助申請を提出する。
- （2）提出された申請書、実施要項および予算書に基づき、各事業の補助可否について四役会で審議し、候補を決定する。
- （3）理事長は、上記2項から直近の理事会において、候補となった各事業について理事会に諮問し、承認を得る。
- （4）上記3項を経て、本連盟事務局は事業代表者へ決定通知を送付し、補助金の振込先等について所定の用紙での提出を受ける。
- （5）補助を受けた代表者は、事業実施後、速やかに決算書ほか必要資料を本連盟事務局へ提出する。
- （6）その他、運用の詳細については、別途「熊本県吹奏楽連盟加盟団体自主事業補助事業細則」に定める。

## （補助事業の予算）

第5条 本事業に係る予算は、前年度末の理事会において決定し、当該年度4月における総会において承認を得るものとする。

(予算・決算の公表)

第6条 本事業に係る予算・決算の状況は、総会における予算書ならびに決算書に記載して公表する。

(本事業の責任の所在)

第7条 本事業の実施の責任の所在については、次の通りとする。

(1) 本事業の実施の可否等については、最終的には理事長の判断による。

(2) 本事業の実施内容、予算案等については、四役会が原案を作成し、理事会において決定する。

(規定の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会が行う。

【附則】本規定は、令和 6年4月1日より実施する。

## 熊本県吹奏楽連盟加盟団体自主事業補助事業細則

### (通則)

第1条 本細則は、熊本県吹奏楽連盟加盟団体自主事業補助事業規定（以下「自主事業補助規定」とする）第4条第6項により、自主事業補助規定の運用に係る諸規則を定める。

### (提出書類)

第2条 本事業について、申請する団体は、以下の各書類を提出するものとする。

- (1) 補助金を申請するものは、事業の主旨、内容、参加団体等が記載された申請書に必要事項を記入の上、提出すること。
- (2) 補助金を申請するものは、当該事業の予算書を提出すること。
- (3) 補助金を申請するものは、上記第1項・第2項以外にも、連盟事務局が必要と認めた書類・資料を提出すること。
- (4) 補助を受けたものは、事業実施後、事業実施を証明する書類を添付し、事業実施報告書を提出すること。
- (5) 補助を受けたものは、事業実施後、補助金の使途が明記された決算書を提出すること。
- (6) 補助を受けたものは、上記第4項・第5項以外にも、連盟事務局が必要と認めた書類を提出すること。

### (申請の時期および審査)

第3条 本事業の申請および審査の時期については、次のように定める。

- (1) 申請については、年間実施の各事業を可能な限り公平に審査するため、当該年度の9月末日とし、当日の15時までに熊本県吹奏楽連盟事務所に必要書類を揃えて提出するものとする。なお、〆切当日が休日の場合は、それ以前の直近の平日を締切日とする。
- (2) 上記第1項に示した〆切期日前に事業実施日が経過する事業については、一旦補助を含めずに決算した書類等を提出するものとし、補助対象と認められた場合は、遡って該当額を支給する。
- (3) 上記第1項・第2項により提出された申請書類に基づき、10月の直近の四役会において、補助対象事業の審議をおこなう。
- (4) 同じく、上記第3項に示す四役会後の直近の理事会において、採択した補助事業の承認をおこなう。

### (審査手続き及び審査の基準)

第4条 本事業における各申請の採択諾否の審査は、次の手続き及び基準により行う。

- (1) 申請の諾否については、四役会が審議し、理事会で承認する。
- (2) 四役会は、申請された事業の公益性や加盟団体の活動の活性化等への寄与等、偏りのない観点から、補助の可否について審議しなければならない。
- (3) 申請が多数になる場合、過年度における補助実績等を勘案し、特定の加盟団体

等に補助が偏らないよう配慮しなければならない。

- (4) 審議に際しては、特にコンペティション三事業に係るか否かについて、コンペティション事業の公正な実施の観点から、慎重に審議しなければならない。

(補助金の返還請求)

第5条 本事業による補助金を受けた後、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の返還を請求する。

- (1) 本規定第2条において義務付けられた書類等が提出されない場合
- (2) 申請内容に虚偽等、不正な事項が認められた場合
- (3) その他、理事長が、補助対象事業あるいは補助対象者が不適格、または返納が妥当であると判断する場合

【附則】本規定は、令和 6年4月1日より実施する。